

2025年7月13日

原子力災害対策指針改正の経緯と 改正案のポイント



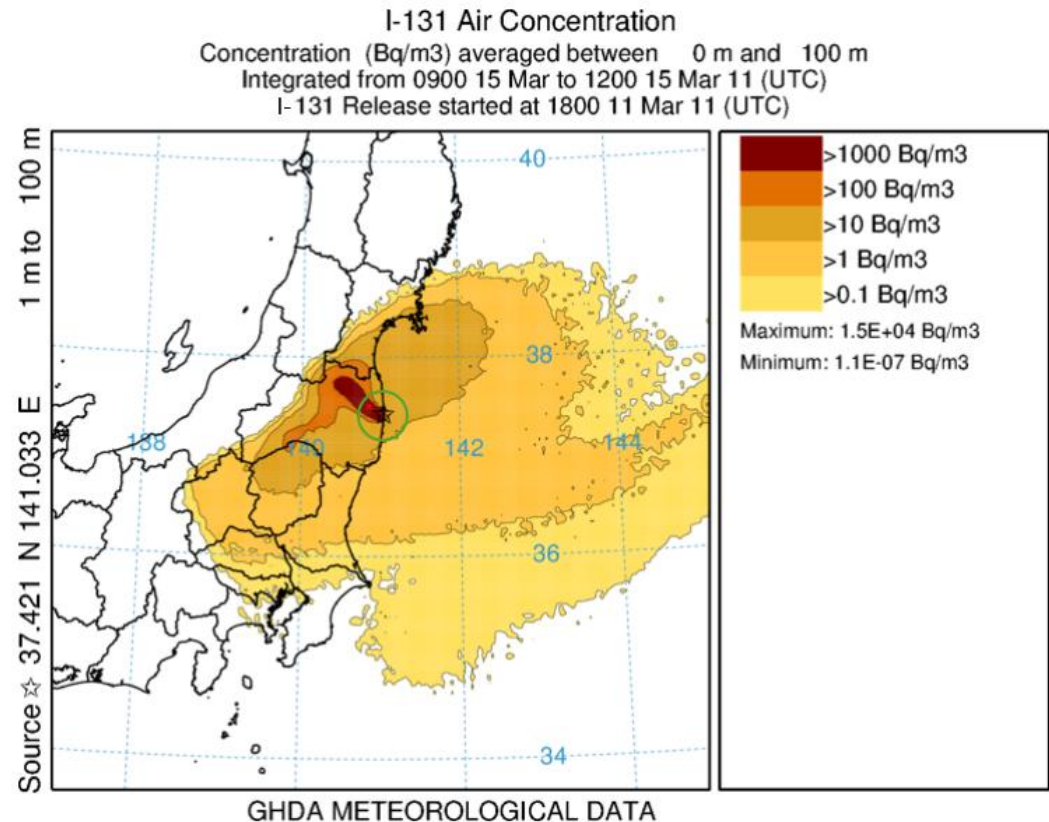
みつた かな
満田 夏花

福島原発事故の際の放射性物質の流れ

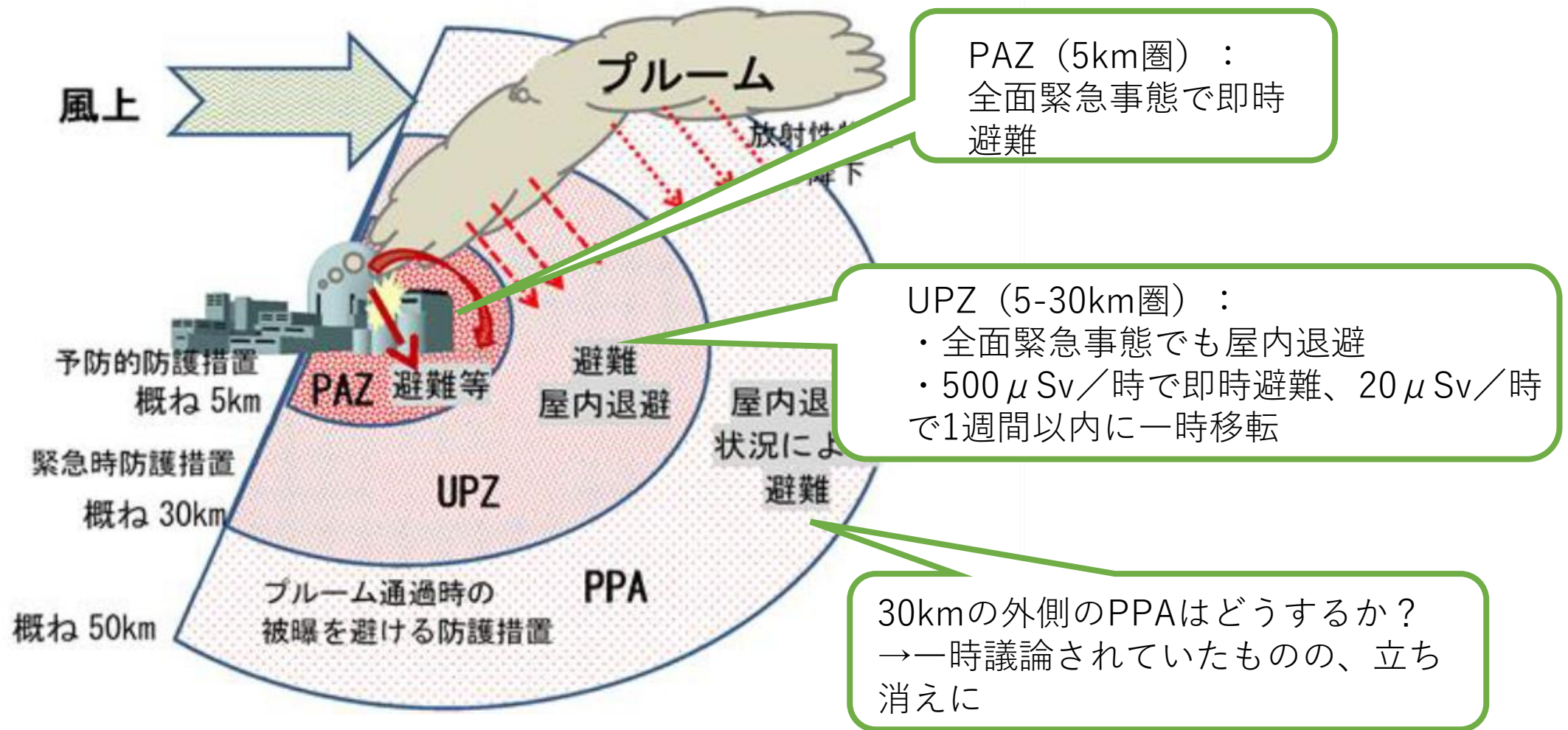
- 放射性物質は断続的に何回も何日もかけて放出された
- 放射性物質は30kmを超えて広範囲に広がった。大部分は海へ
- 雨・雪により、土壤に放射性物質が沈着し、長くわたる放射能汚染を引き起こした
- 14年以上経過しても、いまだに帰還できない地域がある

United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation

Attachment B-2: Animation of ^{131}I dispersion in atmosphere



原子力災害対策指針



「避難はミニマムに」⇒屋内退避でお茶をにごした内容

原子力災害対策指針の主な問題点

- 対象範囲が狭すぎる…福島第一原発事故時は30km以遠の飯舘村も全村避難、60kmはなれた福島市も $20\ \mu\text{Sv}/\text{時}$ 超
- 即時避難、一時移転の基準が高すぎる
…UPZは高線量下での避難になりかねない
- 屋内退避頼み
- SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）を活用しないことに。モニタリングでの値で判断
- 安定ヨウ素剤の事前配布範囲や配布対象者が狭すぎる

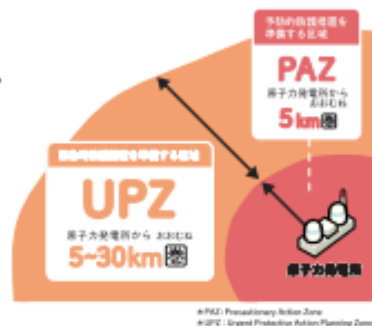
住民の被ばく回避よりも、混乱を避けることを優先している
＝事故により被ばくする可能性を小さく見せかけている

原子力発電所から おおむね

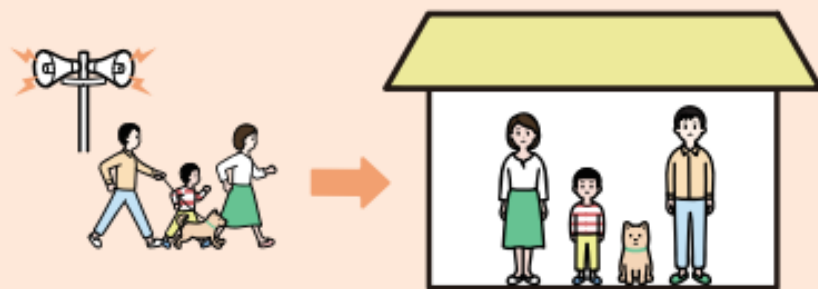
5~30km 圏内に

お住まいのみなさまが行う

屋内退避について



災害などにより原子力発電所の状態が悪化した場合は、無理な避難による無用な被ばく等のリスクを避けるため、行政の指示に従い、放射性物質の放出に備えて「屋内退避」を開始してください。



屋内退避をしたら…



戸締まりをする



換気設備を止める

もっと詳しく知りたい方は？

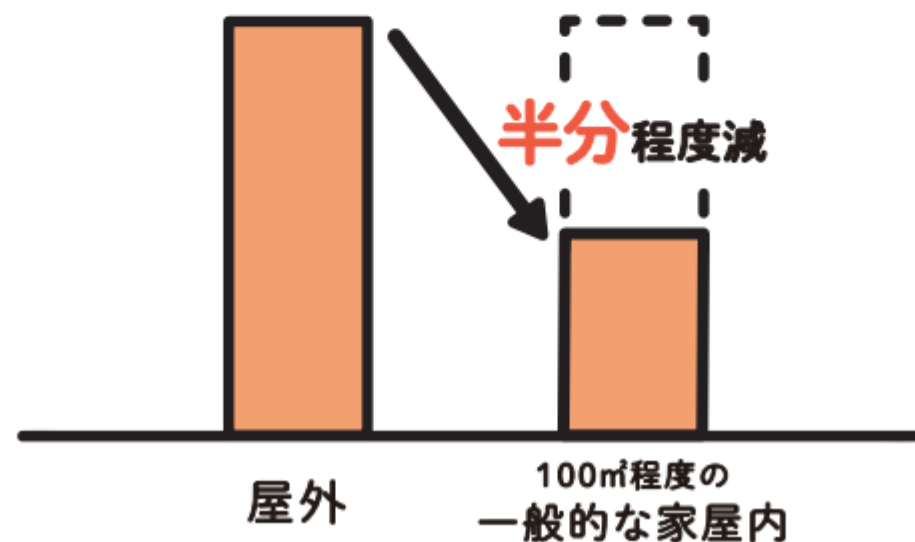
裏面の **Q & A** へ



「屋内退避」は、どのくらい被ばくが抑えられるの？



100㎡程度の一般的な家屋内では建物の気密性と遮へい効果により放射線の被ばく量は半分程度低減することがわかっています。



(下記「中曲」に基づく内閣府の試算(トス))

能登半島地震⇒屋内退避の運用見直し？

- 2024年1月1日
…能登半島地震発生、道路寸断・家屋倒壊など原子力災害対策指針の破綻が明らかに
- 1月中旬 山中委員長「原災指針の屋内退避に関する論点整理を事務局に指示」屋内退避の開始タイミングや継続期間等を想定
- 4月…原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム発足
- 10月…中間まとめ⇒UPZ自治体の意見求める
- 2025年2月…報告書案。複合災害に関する自治体の意見が取り入れられなかったことなど毎日新聞が報道。
- 3月…原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム報告書
⇒原子力災害対策指針に反映

規制委 原発災害対策指針見直し

「自然災害への対応 範疇外」強調

原子力規制委員会の
原発防災指針の見直し



山中伸介委員長は会合後の記者会見で、家屋倒壊や避難ルートの寸断などは自治体側の検討課題と強調。「自然災害への対応はわれわれの範疇外」と繰り返し述べた。屋内退避ができる前提で今後の議論をするのかを問われると、「そのような

原子力規制委員会は14日の定例会合で、原発事故時の防災対応を定めた原子力災害対策指針の見直しについて、環境に拡散した放射性物質による被ばくを避ける住民の「屋内退避」の手法に限って議論する方針を決めた。5人の委員全員一致の判断。能登半島地震では家屋の倒壊や道路の寸断が多発し、屋内退避や避難が困難だったことが判明したものの、それらの課題を想定せずに検討を進める。

(渡辺聖子、写真も)

考え方で結構」と答えた。東京電力福島第1原発事故後に発足した規制委は、原発の事故対策の審査や規制はするが、審査の対象外である避難計画には助言など限定的な役割を担う。見直しの議論は、屋内退避を原発からどれぐらい離れた場所に住民が何日何夜間くらい実施するかや、解除の判断基準など、現行指針に具体的な記載がない項目に限る。外部専門家や自治体、内閣府の担当者らと交えたチームで検討し、1年程度で結果をまとめる。会合でも委員からは、自然災害への対応は「議論の対象外」とする発言が相次いだ。伴信義委員長も「原子力災害のあるなしにかかわ

家屋倒壊時の退避議論せず

2024年(令和6年)

2月15日

木曜日

中目新聞東京本社

〒100-8505
東京都千代田区内幸町
二丁目1番4号
TEL 03-6910-2211

新聞を人生の
パートナーに

お問い合わせ
平日 9:30~17:30
◆紙面への質問・意見
03-6910-2201

◆配達・集金
03-6910-2556

購読も ためしよみも
おろすも かつくちも

0120-026-999

Webでの
お申し込み
24時間
受付中!

きょうは 何 の日

国際小児がんデー

小児がんへの意識
向上と、小児・思春
期・若年成人世代の
患者とその家族への
支援を表明する協働
キャンペーン。ゴー
ルドリボンがシンボ
ルマークです。

きょうの 紙面

能登半島地震関連

田畑・水路…農業被害が深刻 ③
北陸球児に「甲子園楽しんで」 ①⑥
キャンピングカーが存在感 ②②
義援金名簿 ②②

東京新聞

みんぎょのミカド
東京新聞 140th

新築
西口
雨宮商事合同会社
141ビル
〒03-3342-0141

貸ビル・保険代理業

能登半島地震を踏まえて 原災指針の抜本的見直しが必要ではないか？

令和6年2月14日原子力規制庁
「原子力災害時の屋内退避に関する論点」

- 人命最優先の観点から自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対応することが基本
- 家屋倒壊が多数発生する場合には、地震に対する避難行動を最優先で行い、地方公共団体が開設する近隣の指定避難所で屋内退避するほか、当該指定避難所への屋内退避が困難な場合には、UPZ外に避難することとしていることから、複合災害時の基本的な対応は示されている。
- 原災指針における防護措置の考え方は、避難と屋内退避等を適切に組み合わせることにより、被ばく線量の低減と被ばく以外の健康等への影響を抑えることができるものであり、引き続き有効である

被ばく防護を放棄
していいことには
ならない

原子力災害が
自然災害対応を
阻む

指定避難所にたどり
つけない
指定避難所も損壊

避難も
屋内退避も
できない

原発事故の屋内退避「複合災害前提に」 6自治体意見、取り入れられず

複合災害を前提とするよう求めた自治体の意見

※原子力規制委員会が開示した情報に基づく

北海道	原子力災害対策指針に複合災害時の屋内退避の対応に関する具体的な記述を記載してほしい	新潟県 長岡市	複合災害を考慮しないと、激甚化・頻発化する自然災害への住民や自治体の不安や疑問から乖離する。複合災害も特殊事例扱いせず検討してほしい
青森県	複合災害時の屋内退避施設へのアクセスや施設の健全性も含めた屋内退避の運用を今後検討すると記載すべきだ	石川県	地震により原発に被害が生じる場合、住家や避難所にも被害が生じ、 <u>屋内退避できない場合</u> も生じる。屋内退避（建物の被災で困難な場合を含む）と避難のあり方について、具体的に検討して具体例を示してほしい
宮城県 美里町	複合災害時の屋内退避について、さらに踏み込んだ議論と記載が必要。中間報告の内容では複合災害時の屋内退避について理解を得ることは難しい	鳥取県	複合災害の場合に、屋内退避が可能な家屋の状況の目安や基準のようなものが示せないか

石川県など6自治体が複合災害を前提にした検討を求めていたが、反映されていなかった。
規制庁による自治体集約で取り上げたものは、対応可能な意見のみ？

毎日新聞2025年3月26日

原子力災害時の屋内退避の運用に関する
検討チーム会合報告書

令和7年3月28日
原子力規制委員会
原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム

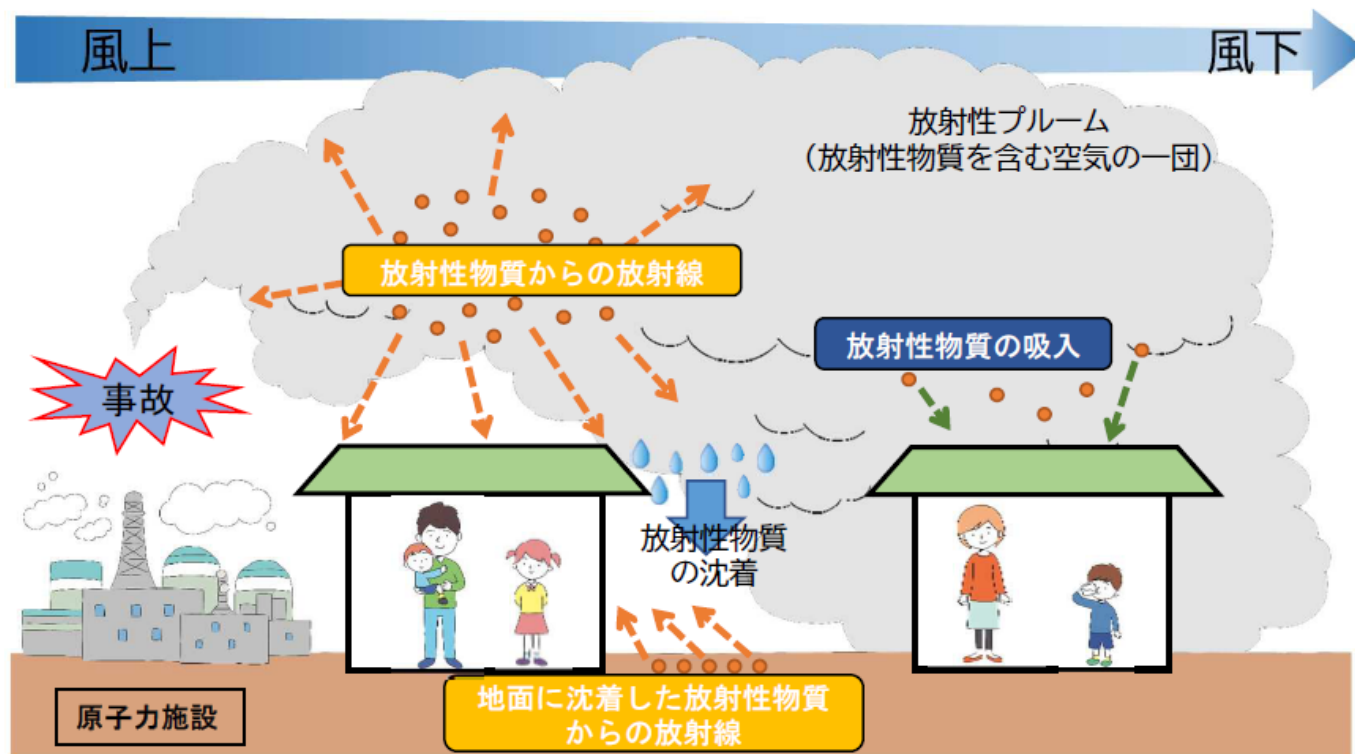
原子力災害時の屋内退避の運用に関するQ & A

令和7年4月2日
原子力規制庁

2. 屋内退避とは (2) 屋内退避とは

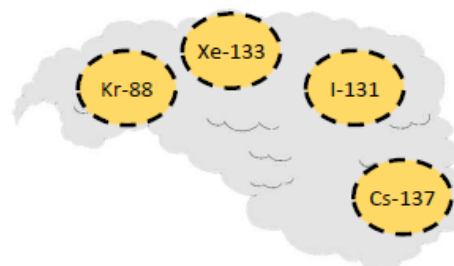


- 屋内退避の目的は、主にプルーム通過時のタイミングの被ばくの低減です。
- 内部被ばく（プルームに含まれる放射性物質の吸入によるもの）と外部被ばく（プルームからの直接的なもの、沈着した放射性物質からのもの）の両方を低減する効果があります。



(参考) プルームとは？

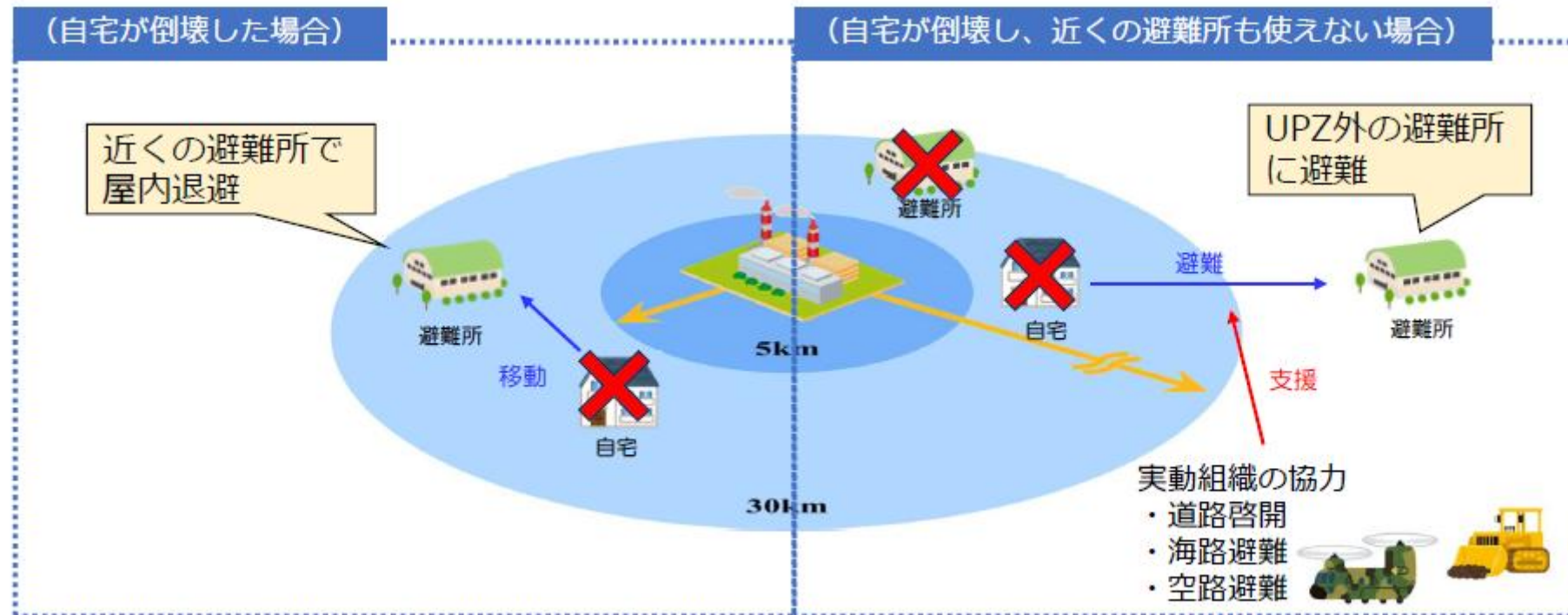
気体状のクリプトンやセシウム等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等を含んだ空気の一団



2. 屋内退避とは (4) 複合災害時の対応



- 地震等の影響で自宅での屋内退避が困難な場合は、近隣の指定避難所等で屋内退避を行うことが基本です。
- 指定避難所等での屋内退避もできない場合は、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保）の協力も得ながらUPZの外に避難することになります。



3. 屋内退避の運用 (1) 一時的な外出 (①住民)



- ・ 屋内退避の指示が出ている間も、**生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能です。**
- ・ 放射性物質の放出の可能性がさらに高まった場合は、外出を控える旨の注意喚起を行います（典型的なケースでは放出の数時間程度前）。その際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要です。

一時的な外出とは、どのようなものが該当しますか？



①物資の調達

- ・ 避難所で支給される物資の受取り
- ・ 小売店での物資の購入



②家屋の維持

- ・ 家屋の屋根等の雪下ろし
- ・ 家屋周辺の除雪作業



③緊急の医療を受ける

- ・ 透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
- ・ 処方された医薬品の購入



④動物の世話

- ・ 外飼いのペットや牛馬鶏等の給餌

外出時に防護装備等の特別な対策は必要ありません。

※国や地方自治体から外出を控える旨の注意喚起があった場合に、速やかに屋内退避を行う場所に移動できるようにすることが重要です。

3. 屋内退避の運用 (1) 一時的な外出 (②民間事業者等)



- ・ 屋内退避の指示が出ている間も、屋内退避中の住民の生活を支えるための民間事業者の活動は継続することができます。
- ・ そのような民間事業者の活動は、継続が必要なものと、必要とは言えないが有益なものの2類型に分けられ、それらの活動継続のための取組を今後検討していきます。

民間事業者の活動とは、どのようなものが該当しますか？

継続が必要と考えられる、住民の生活の維持に重要な活動



①食料等の生活物資
や燃料等の輸送



②避難道路の啓開・
復旧作業や除雪作業



③ライフライン
(電気・ガス・
上下水道・通信
等)の復旧作業



④医療施設における入院
患者の診療、救急や透
析治療等の医療提供、
緊急時の往診、訪問看
護及び調剤薬局の営業

地域によっては継続
が期待される、住民
の生活の維持に有益
な活動



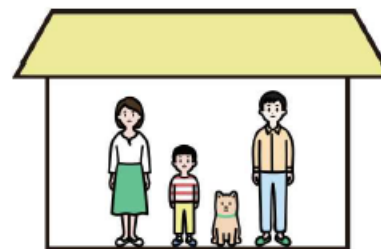
食料や飲料水、燃
料等の生活必需品
を販売する小売業

- ・ 屋外での緊急事態への応急対策に従事する者は、放射線に対する防護対策を行った上で活動します。
- ・ それ以外の民間事業者は、外出時の特別な対策は必要ありません。(外出を控える旨の注意喚起があった場合は、速やかに屋内退避を行う場所に移動することになります)

3. 屋内退避の運用 (2) 継続できるかを判断するタイミングの目安



- 原則として、屋内退避開始 3 日後以降、継続が可能かを国が日々判断することになります。
 - 3 日間の経過後も、物資の供給等により屋内退避を継続できる状況を整えば、屋内退避を継続することが基本となります。
- ✓ 屋内退避は、物的な面での生活の維持や精神的なストレス等の観点から、長期にわたって継続することは困難で、いずれかのタイミング以降、継続できるかの判断が必要になります。
- ✓ 3 日間というタイミングを設定した理由は、主に物資の備蓄の観点です。国の防災基本計画において、国や自治体は最低 3 日間（推奨 1 週間）分の備蓄について普及啓発を図るものとされていることを踏まえて、3 日間と決めました。
- ✓ 目安の 3 日間を超えても、それ以降も国や地方自治体からの物資の供給、人的支援等の状況を踏まえて生活の維持が可能な状況にあれば、さらに屋内退避を継続することになります。



物資の供給等により屋内退避を継続することが基本です。

原子力災害対策指針の改定案（p.16-17）

改定案

② 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮蔽することにより、主にプルームからの被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、UPZにおいて、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、PAZやUPZの一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある。特に、病院や介護施設においては健康状態等により避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

従来

② 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内

原子力災害対策指針の改定案（p.16-17）

改定案

従来

(i) 屋内退避の実施

- ・ P A Zにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。
- ・ U P Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。

容に合わせて、次のとおり講ずるべきである。

- ・ P A Zにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ U P Zにおいては、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。

ポイント：

PAZ「避難が困難な場合、屋内退避を実施」を明記

UPZ「全面緊急事態⇒屋内退避」を強調（従来は、避難までは屋内退避という感じのニュアンスでの記載）

原子力災害対策指針の改定案（p.18）

改定案

(ii) 屋内退避実施後の運用

前記の屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断することが必要となる。

屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、ブルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することになる。なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととする。また、屋内退避の継続のためには、医療品

従来

前記の屋内退避の実施に当たっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

なお、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に当たっては、気密性等の条件を満たす建屋の準備、避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討し、平時において住民等へ情報提供しておく必要がある。

原子力災害対策指針の改定案（p.19）

なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。

Ⅲ 屋内退避の解除

屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行う。

ご寄付歓迎

FoE Japanは、皆様のご支援に支えられて、原発・エネルギー政策に関する情報分析や発信、政府や議員への働きかけ、福島ぽかぽかプロジェクトの実施などの活動を継続しています。

よろしければご寄付をご検討いただければ幸いです。

